

愛知県後期高齢者医療広域連合議会 (2月8日 くれまつ順子議員)

後期高齢者医療が軽減特例を見直し 平均保険料は3年で3,167円も増加 そのうえ、高額療養費や入院費の見直しでも負担増



2月8日の愛知県後期高齢者医療広域連合議会（議員34名。うち共産党は2名）で、保険料減免制度の見直し案や2017年度予算案などが審議され、くれまつ順子議員は、「高齢者に負担増を押し付ける制度改悪」をやめるよう迫りました。

軽減特例見直しで2017年度は12億円の負担増

保険料の軽減特例を見直し条例改正案で、低所得者に対する軽減措置を見直し、

- ①所得割5割軽減を段階的に縮小・廃止（2017年：7億6千万円、2018年：さらに5億1千万円の負担増）
- ②均等割額の所得基準額の引き上げ（6000万円の負担増）
- ③元被扶養者への均等割9割軽減を段階的に縮小（2017年：4億5千万円、2018年：4億2千万円、2019年：7億4千万円の負担増）

となります。被扶養者への均等割9割軽減の方で一定以上の所得がある人（9割、8.5割、5割軽減に該当しない人）は2016年に4,600円の保険料が2017年は14,000円、2018年は23,400円、2019年には46,900円になってしまいます。

高額療養費の限度額引上で10億円の意負担増

さらに、制度見直しが2017年度途中で高額療養制度の算定基準額に引き上げが行われることが2017年度特別会計予算に盛り込まれました。これにより10億4千万円の負担増になるとのことでした。さらに2018年8月からは第2段階の見直し・負担増が行われます。

また、入院時生活療養費の見直しでも負担増、高額介護合算料医用費制度も限度額の引き上げが計画されています。

広域連合からは、世代間の公平、世代内の公平性を考慮し、負担能力に応じて負担をしていただくとの理由で後期高齢者への大幅負担増を強いるという提案説明がされました。

3年間で39億円の負担増が高齢者を襲う

くれまつ順子議員は「一連の保険料の所得割軽減の縮小・廃止、元被扶養者の軽減見直し、高額療養費制度の見直しによって、この2017年、2018年、2019年で39億2千万円もの負担増が一気に押し寄せることは、常軌を逸した大改悪と言わなければならない。このような負担増により、高齢者の方が受診抑制をし、病気が悪化してから治療を受けることにならないか、危惧をする」として、連合長に「高齢者の命と健康を守る立場から、一連の大改悪、負担増をやめるように、国に強く要望すべき」と迫りました。

「受診抑制を招かないように、低所得者への負担軽減を国に要請します」と連合長が答弁

中野連合長は、「おひとりおひとりを見ますと前年度と比べ大幅な負担増をお願いすることになる」と大幅負担増は認

保険料の軽減見直し

- ☆均等割額軽減の所得基準引き上げ＝一部の人は値下げ
- ★所得割の5割軽減⇒2割軽減（2017年）⇒なし（2018年）
- ★元被扶養者の均等割軽減
 - 9割軽減⇒7割軽減（2017年）⇒5割軽減（2018年）
 - ⇒資格取得2年間のみ5割軽減（2019年）
- *これによる平均保険料の推移
 - 84,446円⇒85,727円（2017年）⇒86,756円（2018年）
 - ⇒87,613円（2019年）＝3年で3,167円の負担増

めましたが、「国により世代間・世代内の公平な負担である」ので理解をしてほしいと答弁。それでも「くれまつ議員が言われるように、受診抑制を招かないように、低所得者への負担軽減を国に要請をしまいたい」と述べました。

請願は「不採択」

窓口負担の引き上げなどを行わないことなどを求めた「後期高齢者医療制度の改善を求める請願」の審査は、くれまつ議員が趣旨説明と賛成討論を行いました。不採択となりました。

年齢で区別する後期高齢者医療制度は、国庫支出金をふやし、企業の負担をふやさなければ、どんどん高齢者の負担が増え続けて、医療が受けられなくなります。後期高齢者医療制度は廃止してもとの老人保健制度にもどすべきです。

高額療養費制度の見直し

【現行】

区分	限度額(世帯)*1	
	外来(個人)	
現役並み (課税所得145万円以上)	44,400円	80,100円 + 1% (44,400円)*4
一般 (課税所得145万円未満)*2	12,000円	44,400円
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)*3		15,000円

【第1段階（2017年8月～2018年7月）】

区分	限度額(世帯)*1	
	外来(個人)	
現役並み (課税所得145万円以上)	57,600円	80,100円 + 1% (44,400円)*4
一般 (課税所得145万円未満)*2	14,000円 (年間14.4万円上限)	5万7600円 (44,400円)*4
住民税非課税	8,000円	24,600円
住民税非課税 (所得が一定以下)*3		15,000円

*1 同じ世帯で同じ保険者に属するもの
*2 収入の合計額が520万円未満(1人世帯の場合は383万円未満)の場合を含む
*3 世帯全員の各種所得(公的年金は控除額を80万円で計算)が0円の方等
*4 年4回以上利用する場合の4回目以降の上限